

東温市子ども基本条例（解説版）

<はじめに>

児童の権利に関する条約（以下「条約」といいます。）が平成元年11月に第44回国連総会で採択され、国は、平成2年に署名、平成6年4月に批准を行い、同年5月22日から効力が生じることになりました。

この条約は、世界的な視野から一層の児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもので、この条約のなかで規定する子どもの権利は、大きく分けて「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つが定められています。

近年、社会経済情勢は大きく変化し、価値観の多様化、地域コミュニティの希薄化などにより、児童虐待、子どもの貧困等が社会問題化し子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増しています。加えて、現在は新型コロナウイルスの感染拡大により、子どもから大人まで様々な社会経済活動が制限されてきました。

このような子どもを取り巻く環境が大きく変化していく中で、本市では、児童の権利に関する条約を基本的な理念として、子どもたちが主体となって本来持っている権利を自覚して自分も他者も大切にしながら幸せに暮らしていくことのできる社会が実現できることを願い、条例を制定することになりました。

そして、この条例をもとに子育て、教育等の様々な場面で子どもの権利について子ども、保護者をはじめ、市民全体で考える機会にしていきたいと思えます。

<条例制定までの流れ>

令和元年7月から調査部会と検討委員会を設置し、子どもの権利を守るための基盤となる条例の制定を目指し検討を行ってきました。また、令和2年9月に子どもたちの意見や声を条例に反映させるためにアンケート調査を行いました。（小学5年生295人、中学2年生262人、高校生19人）

<条例の特色>

条文を「です。ます。」調のほか、「～など」、「～や」の言葉を使用するなど、子どもたちが読みやすく、親しみやすい内容にしています。

<条例の構成>

題名	東温市子ども基本条例	
前文	条例制定の趣旨	
第1章	総則	第1条（目的） 第2条（言葉の意味）
第2章	子どもの権利と主体性	第3条（生きる権利） 第4条（育つ権利） 第5条（守られる権利） 第6条（参加する権利） 第7条（自分で決める権利） 第8条（子どもの主体性）
第3章	大人の役割と責務	第9条（大人の役割） 第10条（保護者の責務） 第11条（学校などの役割） 第12条（地域住民などの役割）
第4章	子どもに関する施策	第13条（市の責務） 第14条（子育て家庭への支援） 第15条（子どもの相談への対応） 第16条（いじめや虐待などへの対応） 第17条（子どもの安全を守る取組） 第18条（広報と啓発）
附則	条例の施行期日	令和3年9月24日

ちくじょうかいせつ
＜逐条解説＞

ぜんぶん
前文

子どもは、その存在そのものが大なる良さと可能性を持つ宝であり、社会の希望の光です。

全ての子どもには、安全で安心な環境の中で健やかに育つ権利があります。

大人や周囲の人々に守られながら自分の良さと可能性を発揮するとき、子どもは、自分のことだけではなく、共に生きる他者のことを考え、地域社会をより良くする力を持ちます。

東温市に生きる私たちは、子どもと大人が積極的に関わり、耳を傾け合い、対話をしていきます。子どもと大人が互いを尊重し、学び合い、支え合うことで、より良いまちづくりを進め、一人ひとりの存在が輝く社会を実現していきます。

私たちは、大きく変容していく社会の今を生きる子どもたちが、自分の良さと可能性を発揮しながら希望に満ちた人生を力強く歩み、今を、そしてこれからも、他者と共に幸せに生きていくことのできる社会を築いていくことを願い、この条例を制定します。

かいせつ
【解説】

条例を制定する趣旨を前文という形式で定めています。

子どもは、一人ひとりに大なる良さ（個性）と可能性があり、それは宝であり、地域社会の希望の光であると位置づけています。

その子どもたちは、自分の良さ（個性）と可能性を発揮するときに、自分のことだけではなく、友だちや家族のことを考え、地域社会までもより良く変える力を持ち、発揮するようになります。

私たちは、子どもと大人が積極的に関わり対話をするにより、子どもは大人から学び、大人は子どもから気づかされます。そうすることで子どもと大人が互いを理解し、子どもの権利が保障され、より良いまちづくりが進み、皆が笑顔で生活できる社会の実現につながると考えています。

私たちは、大きく変わっていく今の時代を生きる子どもたちが、自分の良さ（個性）と可能性を発揮しながら希望に満ちた人生を力強く他者と共に幸せに暮らしていける社会が実現できることを願っています。

だい しょう そく
第1章 総則

だい しょう じょうれいぜんたい かか さだ
第1章は、条例全体に関わることを定めています。

もくてき
(目的)

だい しょう じょうれい じどう けんり かん じょうやく へいせい ねんじょうやくだい ごう きほんてき
第1条 この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)を基本的な
りねん こども も けんり こ おとな たが かんが りかい ふか
理念として、子どもが持つ権利について、子どもと大人が互いに考え、理解を深め
ることによってこれが保障され、東温市に生きる子どもと大人が共に自分も他者も
たいせつ ところ からだ けんこう しあわ く おとな とも じぶん たしや
大切にしながら心と身体が健康で幸せに暮らせることを目的とします。

かいせつ
【解説】

だい しょう じょうれい もくてき さだ
第1条では、条例の目的を定めています。

じどう けんり かん じょうやく りねん もと こ さいぜん りえき じつげん む こ
児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益の実現に向けて、子
どもと大人が互いに考え、理解を深めることによって子どもの権利が守られ、子ども
おとな たが かんが りかい ふか こ けんり まも こ
だけではなく大人も共に自分も他者も大切にしながら健康で幸せに暮らしていくこ
とを目的としています。

ことば い み
(言葉の意味)

だい しょう じょうれい ことば い み つぎ
第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の人その他これらの人と同等の権利を持つと認められる人
- (2) 保護者 子どもの親又は親に代わって子どもを養護及び教育する立場にあ
る人
- (3) 学校など 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別
支援学校など子どもたちが育ち学ぶことを目的とする施設や場所
- (4) 地域住民など 東温市(以下「市」という。)に住む人及び市で働いたり、市
を訪れたりする人

かいせつ
【解説】 ※(第2条の次の(1)は、第1号といえます。以下、第2号～)

だい しょう じょうれい なか つか しょうご い み せつめい
第2条では、条例の中で使われている用語の意味を説明しています。

だい しょう じょうれい けんりじょうやく じどうふくしほう こ さいみまん
第1号 「子ども」は、子どもの権利条約や児童福祉法で「子ども」を18歳未満と
さだ じょうれい さいみまん
定めていますので、この条例においても18歳未満としています。

ただし、高校生も対象にしていますので、高校3年生で18歳に到達する人
を「その他これらの人と同等の権利を持つと認められる人」としています。

第2号 「保護者」は、主に子どもの親のことをいいますが、何らかの事情で親権を代行して子どもを養護及び教育する人（祖父母など）も含まれます。また、養護及び教育の養護とは、子どもを養い護り、教育とは、家庭において教育育てることを意味しています。

第3号 「学校など」は、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のほか、適応指導教室や放課後児童クラブなど子どもたちが育ち学ぶことを目的としたあらゆる施設や場所を含みます。

第4号 「地域住民など」は、主に東温市内のそれぞれの地域に住んでいる人のことをいいますが、市内に通勤、通学などで訪れる人も含まれます。

第2章 子どもの権利と主体性

第2章は、子どもが持つ権利と主体性（自分の良さや可能性を発揮すること）について定めています。

（生きる権利）

第3条 子どもには、安心して自分らしく生きていくために、次のような権利があります。

- (1) 大切な命が守られること。
- (2) 睡眠や食事が保障され、衛生的な環境の中で生活できること。
- (3) 病気やけがをしたら治療を受けられること。
- (4) 心や身体に及ぶいかなる虐待や暴力も受けないこと。
- (5) いじめやいかなる差別も受けないこと。

【解説】

第3条では、子どもが安心して自分らしく生きていくための「生きる権利」について次のように定めています。

第1号 全ての子どもは、大切な命は、子どもの権利を保障するうえで、「生きる権利」として最も尊重されなければなりません。

第2号 子どもの健やかな成長のために、日常の衛生的な環境の中で、睡眠や食事をとることができます。

第3号 子どもが病気になったり、けがをしたりしたときには、適切な治療を受けることができるように大人は子どもを見守る必要があります。

第4号 子どもは、精神的にも肉体的にもいかなる虐待や暴力を受けることがあってはなりません。

第5号 どんな理由であってもいじめや差別を受けることがあってはなりません。

(育つ権利)

第4条 子どもには、夢と希望を持って健やかに育つために、次のような権利があります。

- (1) 学校などで学ぶことができること。
- (2) 必要な休息や遊ぶ機会が得られること。
- (3) 個性豊かに自分らしく育つことができること。

【解説】

第4条 では、子どもが夢と希望を持って心身ともに健康で力強く成長していくための「育つ権利」について、次のように定めています。

第1号 子どもにとって学校などで学ぶことは、とても大切な権利として保障されなければなりません。

第2号 適度な休息や遊ぶ時間は、子どもの成長過程において身体的にも情緒的にも必要な権利です。

第3号 周囲の人と比較されることなく自分らしく成長する権利があります。

(守られる権利)

第5条 子どもには、一人の人格として守られるために、次のような権利があります。

- (1) 安全で安心な環境の中で生活できること。
- (2) 個人の秘密が守られ、自尊心を傷つけられないこと。
- (3) 気軽に安心して相談でき、必要な支援を受けられること。

【解説】

第5条 では、子どもには、人格を持つ一人の人間として守られるために、次のように「守られる権利」を定めています。

第1号 全ての生活の場で安全で安心して過ごすことができる権利があります。

第2号 プライバシーが侵害されたり、個人の誇りや信用を傷つけられたりしないように「守られる権利」があります。

第3号 悩みや不安などを少しでも感じたら、いつでも気軽に安心して相談し、必要な支援を受けることができます。

さんか けんり
(参加する権利)

だい じょう こ じぶん ちいきしゃかい じぶん いし ひょうげん
第6条 子どもには、自分や地域社会のことに、自分の意思を表現するた
めに、次のような権利があります。

- じぶん いけん かんが さんちよう
(1) 自分の意見や考えが尊重されること。
- まちづくりや地域の活動に参加すること。

かいせつ
【解説】

だい じょう では、子どもには、自分のことや地域社会のことに、自分の意思を表現
するために、「参加する権利」として次のように定めています。

だい ごとく がっこう かい かつどう さんか じぶん いけん かんが じゆう
第1号 学校や家庭のほか、グループ活動などに参加し、自分の意見や考えを自由
に表現し尊重される権利があります。その一方で、他者の意見や考えも
尊重する必要があります。

だい ごとく まちづくり活動や地域の行事などに参加し活動することは、社会性を身に付
けるためにも大切な権利です。

じぶん き けんり
(自分で決める権利)

だい じょう こ せいちょう だんかい おう てきせつ しえん う じぶん
第7条 子どもには、成長の段階に応じた適切な支援を受けながら、自分のことを
自分で決めるために、次のような権利があります。

- べんきよう うんどう あそ じぶん よ かもうせい はっき せいかつ しかた
(1) 勉強、運動、遊びなど、自分の良さと可能性を発揮するための生活の仕方
を決めること。
- しょうらい もくひよう しんろ き
(2) 将来の目標や進路を決めること。

かいせつ
【解説】

だい じょう では、子どもには、自分が大人になったときに自分のことを自分で決めるこ
とができるように、周囲の人の支援を受けながら次のような「自分で決める権利」が
あります。

だい ごとく べんきよう ほうほう うんどう あそ じかん まいにち す かた じぶん き まも
第1号 勉強の方法や運動、遊ぶ時間などの毎日の過ごし方を自分で決めて守るこ
とにより、充実した生活を送ることができ、自分の成長につながります。

だい ごとく じぶん しょうらい ゆめ む もくひよう しんろ き なにごと ちょうせん
第2号 自分の将来の夢に向かって目標や進路を決めて何事にも挑戦することが
子どもの大切な権利です。

(子どもの主体性)

第8条 子どもは、社会の一員としての自覚を持ち、その成長の段階に応じて次のことを自ら学び、考え、行動できるように努めます。

- (1) 基本的な生活習慣を身につけること。
- (2) 自分の良さと可能性を大切にし、それを発展させること。
- (3) 他者を尊重し、思いやること。
- (4) 自分と他者が共に幸せに生きるための約束やきまりを考え、守ること。
- (5) 目標を持ってあきらめず、前向きに生きること。

【解説】

第8条では、子ども一人ひとりが学校や家庭、地域にとって大切な存在であることを自覚して、第1号から第5号までのことを子どもの役割として学び、考え、行動することによって主体性が身に付き、責任感のある心身ともに強い大人へと成長していきます。

第1号 十分な睡眠と調和のとれた食事、適度な運動など基本的な生活習慣を身につけることが大切です。

第2号 自分の良さ（個性）や可能性に自信を持って行動することが大切です。

第3号 いつも相手の気持ちを考え、行動すれば、自分も大切にされます。

第4号 自分だけでなく、周りの人と楽しく幸せに過ごすための約束やきまりを考え、守ることができれば、友だちの輪が広がります。

第5号 自分の目標に向かって、失敗してもあきらめず前向きに生きることが大切です。

第3章 大人の役割と責務

第3章は、子どもの権利保障は大人側に責任があるという考え方のもと、それぞれの役割と責務を定めています。

(大人の役割)

第9条 大人は、第3条から第7条までに定める子どもの権利を保障し、第8条に定める子どもの主体性について、適切な支援に努めます。

2 大人は、子どもの話をよく聞き、自らの言葉や行動が子どもの模範となるように努めます。

【解説】※(第9条の次の「2」は、第2項といます。)

第9条では、大人には、子どもの持つ権利を保障する大切な役割があり、それぞれの立場から子どもの主体性を育てるために適切な支援に努めるように定めています。

第2項では、大人は子どもの話を真剣に聞き、日頃から子どものお手本となるような言動を心掛けるように定めています。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの育ちに関して第一の責任があることを自覚して、子どもが健やかに育つことができるように、愛情を持って養護及び教育に努めます。

【解説】

第10条では、保護者は、子育てに関して一番の責任があることを自覚したうえで、子どもの健やかな成長のために大きな愛情を持って護り育て、家庭教育に努めるように定めています。

(学校などの役割)

第11条 学校などは、子どもがそれぞれの良さと可能性を最大限に発揮できるように一人ひとりの人格を尊重しながら保育・教育活動に取り組みます。

【解説】

第11条では、学校など(第2条第3号に規定する施設や場所)は、子どもが持つ良さ(個性)と可能性が最大限発揮できるように一人ひとりの人格を尊重しながらそれぞれの役割を果たすように定めています。

(地域住民などの役割)

第12条 地域住民などは、子どもの安全を見守り、子どもの健やかな育ちにつながる声かけなど関わりを積極的に行うとともに、子どもが地域の活動に参画できるように努めます。

【解説】

第12条では、地域住民など(第2条第4号に規定する東温市に住む人や市で働いたり市を訪れたりする人)は、子どもが安全で安心して生活できるように見守るとともに、子どもが社会の一員であることを自覚できるように地域の行事や活動に参加・協力できる環境づくりに努める必要があります。

第4章 子どもに関する施策

第4章は、子どもに関する市の施策について、基本の方針を定めています。

(市の責務)

第13条 市は、子どもの権利を保障するため、関係する機関、団体などと連携を図り、子どものための適切な施策を総合的に進めます。

2 市は、子どもの意見が適切に施策に反映されるように、制度の整備と充実に努めます。

【解説】

第13条では、市は、子どもの権利保障の視点をもって、関係する機関、団体と連携を図りながら、子どもにとって適切な施策を進めるように定めています。

第2項では、子どもが市に対して意見や提案を行い、市の施策に反映できるようなルールづくりに努めるように定めています。

(子育て家庭への支援)

第14条 市は、子どもの健やかな育ちのために、保護者が適切な養護及び教育ができるように、子育て家庭の支援に関する総合的な施策の充実に努めます。

【解説】

第14条では、保健、福祉、子育て、教育などの関係機関が連携を図り、子育て家庭のニーズに合ったよりきめ細やかな支援に努めるように定めています。

(子どもの相談への対応)

第15条 市は、子どもが安心して悩みを相談でき、その悩みに速やかに対応し適切に解決できるように、相談体制の整備と充実に努めます。

【解説】

第15条では、子どもが抱える不安や悩みごとに対して、24時間いつでも気軽に安心して相談できるような環境づくりに努めるように定めています。

(いじめや虐待などへの対応)

第16条 市は、関係する機関、保護者、地域住民などと連携を図り、いじめ、児童虐待などの予防と早期発見による速やかな解決に全力で取り組みます。

かいせつ
【解説】

だい じょう
第16条では、いじめ、^{ぎやくたい}虐待のほか、^{さべつ}差別、^{しんがい}プライバシーの侵害、SNSによる^{ひぼう}誹謗
ちゅうしょう
中傷などから子どもを守るために^{かんけいきかん}関係機関と^{れんけい}連携し、^{ぜんりょく}全力で^{とく}取り組むように^{さだ}定めて
います。

こ あんぜん まも とりくみ
(子どもの安全を守る取組)

だい じょう し こ
第17条 市は、子どもが^{さいがい}災害、^{こうつうじ}交通事故、^{はんざい}犯罪などのあらゆる^{きけん}危険から^{まも}守られ、^{あんしん}安心
して^{せいかつ}生活できるように、^{あんぜん}安全な^{かんきょう}環境^{つと}づくりに^{つと}努めます。

かいせつ
【解説】

だい じょう
第17条では、^{つうがくる}通学路の^{てんけん}点検・^{せいび}整備や^{にちじょう}日常の^{みまも}見守り^{かつどう}活動のほか、^こ子どもが^{あんぜん}安全で^{あんしん}安心
して^す過ごすことのできる^{しせつ}施設などについて、^{かんけいきかん}関係機関と^{れんけい}連携しながら^{めん}ハード面・^{めん}ソフト
面ともに^{せいび}整備^{つと}に^{さだ}努めるように定めています。

こうほう けいはつ
(広報と啓発)

だい じょう し すべ しみん こ
第18条 市は、^{けんり}全ての市民が^か子どもの^{けんり}権利について^{かんが}考え、^{りかい}理解を^{ふか}深めるように、
^{ひつよう}必要な^{こうほう}広報と^{けいはつ}啓発^{つと}に^{つと}努めます。

かいせつ
【解説】

だい じょう
第18条では、^こ子どもの^{けんり}権利について、^{すべ}全ての市民が^{りかい}理解を^{ふか}深めることができるよう
に、^{こうほうし}ホームページや^と広報誌などを通して^{しゅうち}周知^{つと}に^{さだ}努めるように定めています。

ふ そく
附 則

じょうれい
この条例は、^{こうふ}公布の日から^{しこう}施行します。

かいせつ
【解説】

じょうれい しこうきじつ こうりょく はつ きじつ さだ
この条例の^{こうふ}施行期日（^{さだ}効力を発する期日）を定めています。^{こうふ}公布の日とは、^{ぎかい}議会で
ぎけつ じょうれい ひろ し ひ じょうれい こうふ ひ れいわ ねん がつ
議決された^{さだ}条例を^{ひろ}広く^し知らせる^ひ日のこと、この^{じょうれい}条例の^{こうふ}公布の日は、^{れいわ}令和3年^{ねん}9月^{がつ}24
か
日です。